

「尾瀬国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」の概要

1. 概要

尾瀬国立公園については、今般、外来種に起因する自然環境保全上の課題や利用の多様化を踏まえ、尾瀬独特の生態系、動植物相、自然景観等を適切に保護するとともに利用を推進するため、公園区域及び公園計画の全般的な見直しを行ったところ。

そのため、自然公園法第20条第3項第11号の規定に基づく特別地域内において採取等が規制される植物の見直しを行い、保護の強化を図るもの。

2. 改正の内容

○今回指定する植物及び理由

- ・指定する植物については、別添のとおり（66種）
- ・指定理由

尾瀬固有種、生育地限定、個体数の減少等の理由から、本種の採取等を規制することで保護の強化を図るため。

○指定を解除する植物及び理由

- ・指定を解除する植物については、別添のとおり（136種）
- ・解除理由

尾瀬固有種ではない、個体数が多い、外来種等の理由から、本種の保護を図る必要がなくなったため。

○科名等の変更

- ・科名、種名等の記載を最新のものに改めるもの。